

平成 29 年第 11 回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

平成 29 年 11 月 15 日（水）午後 2 時

2 閉会日時

平成 29 年 11 月 15 日（水）午後 3 時

3 会議開催の場所

教育研修センター 5 階 大研修室

4 出席者

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 教 育 長 | 成 田 一 二 三 |
| (2) 教育長職務代理者 | 佐 藤 克 則 |
| (3) 委 員 | 石 澤 千 鶴 子 |
| (4) 委 員 | 斎 藤 誠 子 |
| (5) 委 員 | 池 田 享 誉 |
| (6) 委 員 | 大 嶋 憲 通 |

5 事務局出席職員

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 教 育 部 長 | 横 山 克 広 |
| (2) 理事教育次長事務取扱 | 工 藤 裕 司 |
| (3) 浪 岡 教 育 事 務 所 長 | 山 内 秀 範 |
| (4) 参事総務課長事務取扱 | 佐々木 淳 |
| (5) 参事市民図書館長取扱 | 若佐谷 昭 人 |
| (6) 参事学校給食課長事務取扱 | 佐々木 祐 子 |
| (7) 社 会 教 育 課 長 | 奥 崎 和 彦 |
| (8) 中央市民センター館長 | 杉 山 潔 |
| (9) 文 化 財 課 長 | 渡 邊 薫 |
| (10) 学 務 課 長 | 高 橋 光 夫 |
| (11) 指 導 課 長 | 石 岡 篤 実 |
| (12) 浪岡教育事務所教育課長 | 伊 藤 慶 尚 |
| (13) 文化スポーツ振興課主幹 | 富 岡 俊 一 |

6 会議に付議された案件

- (1) 議案（議案第 29 号から議案第 45 号までの計 17 件は非公開）

議案第 28 号 教育財産の取得の申出について（教育委員会事務局総務課）

議案第 29 号 平成 29 年度一般会計補正予算について（教育委員会事務局総務課）

議案第 30 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市文化会館等）

議案第 31 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市民体育館等）

（文化スポーツ振興課）

議案第 32 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市東部市民センター）

議案第 33 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市大野市民センター）

議案第 34 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市横内市民センター）

- 議案第 35 号 公の施設の指定管理者の指定について (青森市戸山市民センター)
 議案第 36 号 公の施設の指定管理者の指定について (北部地区農村環境改善センター)
 議案第 37 号 公の施設の指定管理者の指定について (青森市荒川市民センター)
 議案第 38 号 公の施設の指定管理者の指定について (青森市油川市民センター)
 (中央市民センター)
 議案第 39 号 公の施設の指定管理者の指定について (青森市中世の館)
 議案第 40 号 公の施設の指定管理者の指定について (青森市浪岡北中野公民館)
 議案第 41 号 公の施設の指定管理者の指定について (青森市浪岡本郷公民館)
 議案第 42 号 公の施設の指定管理者の指定について (青森市浪岡野沢公民館)
 議案第 43 号 公の施設の指定管理者の指定について (青森市浪岡女鹿沢公民館)
 議案第 44 号 公の施設の指定管理者の指定について (青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園)
 議案第 45 号 公の施設の指定管理者の指定について (青森市浪岡体育館等)
 (教育課)
 議案第 46 号 臨時に代理し処理した事項の承認について (指導課)

(2) 報告

- ①寄附採納について (教育委員会事務局総務課)
 ②専決処分 of 報告について (教育委員会事務局総務課)
 ③平成 29 年度成人式の実施について (社会教育課)
 ④小学生職業体験講座開催事業「ワラッ! ~出張版~」の実施について
 (社会教育課)
 ⑤専決処分 of 報告について (文化スポーツ振興課)
 ⑥青森市スポーツ広場多目的グラウンド人工芝整備工事の変更契約の締結に係る
 専決処分について (文化スポーツ振興課)
 ⑦訴訟の判決について (学務課)
 ⑧いじめ防止等対策について (指導課)
 ⑨平成 28 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果
 について (指導課)
 ⑩青森市海外交流事業について (教育課)

7 会議録署名委員

- (1) 斎藤 誠子
 (2) 池田 享誉

8 会議の概要

午後 2 時に教育長が開会を宣言する。会期を 1 日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

初めに、議案第 29 号から議案第 45 号までの計 17 件は平成 29 年第 4 回青森市議会定例会に提出する案件であることから、青森市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、非公開の会議とし、議案第 28 号、第 46 号及び報告事項並びにその他が終了した後に審議することとした。

次に、議案第 28 号及び第 46 号を審議し、原案のとおり決定し、10 件の事案を報告した。

その後、非公開の会議とした議案第 29 号から議案第 45 号までを審議し、いずれの議案も原案のとおり決定し閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○成田教育長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 28 号「教育財産の取得の申出について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 28 号「教育財産の取得の申出について」御説明申し上げます。

附属資料をごらんください。

寄附の申し出のある土地の概要につきましては、土地の所在は浪館前田三丁目 17 番 2、登記地積は 66 平方メートル、被相続人は昭和 14 年に亡くなっており、相続人はおりません。

土地の位置につきましては、資料右側の航空写真及び公図のとおり、浪館小学校校庭内に位置しております。

寄附の申出人は、相続財産管理人である竹中孝弁護士であります。

次に、寄附の申し出に至った経緯についてであります。相続財産管理人が被相続人の相続財産の調査を行ったところ、3 筆の土地が見つかり、そのうちの 1 筆が浪館小学校内の土地であることが確認されました。

その後、相続財産管理人が当該土地を市へ寄附するため、家庭裁判所に申し立てを行い、平成 29 年 4 月 5 日に許可され、同年 10 月 2 日に寄附の申し出があったものであります。

寄附の申し出後、教育委員会において当該土地の調査を行い、公図等を確認したところ、当該土地は確かに浪館小学校内にあり、浪館小学校の用地買収が行われた昭和 51 年当時の文書についても確認いたしました。当該土地の売買契約書は存在しておらず、土地の登記簿においても、青森市への所有権移転登記は行われておりませんでした。

これらの状況に加え、家庭裁判所におきましても、市への寄附を許可しておりますことから、当該土地の取得手続を進めようとするものであります。

なお、順調に手続が進められた場合、土地の所有権移転登記は年内を予定しているものであります。

当該土地につきましては、教育財産として取得することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 2 項の規定に基づき、市長に財産の取得を申し出るものであります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 28 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 28 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 46 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 46 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

青森市いじめ防止対策審議会委員の委嘱についてであります。

本議案は、青森市いじめ防止対策審議会について、これまで3名の委員について委嘱を行ってまいりましたが、このたび、精神科医といじめ問題に関する専門家について、団体等からの推薦を受け、委員就任への承諾を得られた2名の方について、委嘱を行ったものであります。

それでは、本議案の概要をまとめた附属資料と議案をあわせてごらんください。

青森市いじめ防止対策審議会委員は、青森市いじめ防止対策審議会条例第4条第2項の規定に基づき選任するものであります。このたび、「精神保健又は児童等の心身の育成及び発達に関し学識経験を有する医師」として天笠崇氏と、「教育に関し学識経験を有する者」として和久田学氏の計2名について委嘱を行ったものであります。

委員の任期につきましては、天笠氏については平成29年11月9日から平成31年11月8日まで、和久田氏については平成29年11月10日から平成31年11月9日までの、それぞれ2年間としております。

これらについて、推薦団体及び本人から了解が得られた段階で速やかに委嘱するため、これを緊急に処理する必要が生じましたが、会議を招集するいとまがなかったことから、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものであります。

以上、御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第46号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第46号については原案のとおり決定することといたします。

(2) 報告

○成田教育長

それでは、報告事項に入ります。

今回の報告事項は10件となっております。

それでは、報告1「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の資料「寄附採納一覧(平成29年10月1日～10月31日)」をごらんいただきたいと思っております。

まず、小学校の寄附採納につきましては、1つ目として、第一生命労働組合様から児童図書、2つ目として、佃小学校60周年記念事業実行委員会様から教室のカーテン及びプロジェクター、3つ目として、青森市立筒井南小学校教育振興会様から保健室ベット周りのカーテン、4つ目として、青森市立甲田小学校PTA様から赤外線ヒーター、5つ目と

して、青森市立新城中央小学校父母と教師の会様から加湿空気清浄機の寄贈申し出があり、受領いたしました。

また、小・中学校以外の寄附採納につきましては、市民図書館に対し、一般財団法人大坂会様から児童図書の寄贈申し出があり、受領いたしました。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告2「専決処分の報告について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

それでは、専決処分の報告について御説明いたします。

去る9月18日の台風第18号に係る被害のうち、教育委員会が所管する施設以外に被害が及んだ件といたしまして、前回10月16日に開催されました本定例会におきまして御報告申し上げたところでありますが、相手方との和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分を行いましたことから、その概要につきまして御報告申し上げます。

配付資料をごらんいただきたいと思います。

旧浅虫小学校におきまして、台風の強風により校舎棟の屋根のトタンが剥がれ、付近の住宅の外壁を損傷した件であります。双方協議の結果、市は相手方に外壁の修理費用22万169円を支払うことで合意し、平成29年11月9日に相手方との示談が成立したため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、同日、専決処分したものであります。

当該専決処分につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、平成29年第4回市議会定例会において報告案件として提出することとしております。

今回の事故を踏まえ、教育委員会といたしましては、旧浅虫小学校の校舎棟の屋根の軒先に、これ以上トタンが剥がれないように対策を講じたところであり、今後におきましても、定期的に職員が巡回するなど、適切な施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告3「平成29年度成人式の実施について」事務局から説明をお願いします。

○社会教育課長

平成29年度成人式の実施について御報告申し上げます。

配付資料をごらんください。

開催日時につきましては、平成30年1月7日、青森会場は11時から14時まで、浪岡会場は14時から16時30分までであり、場所につきましては、青森会場はリンクステーションホール青森、浪岡会場は青森市中世の館で開催いたします。

本年度の成人式の対象者は、平成9年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方であり、平成29年6月9日現在では、青森地区が2267人、浪岡地区が164人、合わせ

て2431人となっております。

本市の成人式は、毎年、公募により集まった学生や若手の社会人により構成される成人式実行委員会の委員が、企画から運営までを行っており、今年度は新成人4人を含む14人で8月に組織され、テーマを初め、式典の内容などについて、熱心な協議が重ねられているところであります。

今年度のテーマは、「#（ハッシュタグ）ハタチのカタチ」とし、20歳、新成人、大人となる自分が、さまざまな「カタチ」を発見・確認できるきっかけとなる式にしたいとの思いや、また、SNS時代をあらわす記号の一つである「#（ハッシュタグ）」をつけることで、新成人と成人式を創造・共有していきたいとの思いで決定されました。

成人式の内容であります。再会の広場、式典、アトラクションの3部構成となっており、再会の広場では、卒業当時の恩師からのメッセージや校舎の写真などを展示し、多くの新成人が、久しぶりに会う友人と語りいながら、中学生時代を懐かしむ場として、中学校ごとのパネルを設置するほか、新成人が生まれてからの20年間の出来事などをまとめたパネルの展示を予定しております。

式典におきましては、オープニングで青森市の魅力を再確認する映像を上映し、青森市長からの「はたちに贈る言葉」、新成人代表による「誓いの言葉」、そして、青森市議会議長からの「励ましの言葉」をいただくこととしております。

また、アトラクションにつきましては、サンドアート・パフォーマンスや、マル・バツクイズなど、資料に記載している内容を実施する予定としております。

委員の皆様には、年始のお忙しい時期ではありますが、当日はぜひ御出席いただき、新成人の門出を祝福していただければ幸いに存じます。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告4「小学生職業体験講座開催事業『ワラッシ！～出張版～』の実施について」事務局から説明をお願いします。

○社会教育課長

小学生職業体験講座開催事業「ワラッシ！～出張版～」の実施について御報告申し上げます。

小学生職業体験講座につきましては、中央市民センターにおいて、平成25年度から「おいでよ！キッズタウン“ワラッシ”」との名称で実施してきたところですが、事業の充実を図ることとし、本年度は名称を小学生職業体験講座開催事業「ワラッシ！」と改め、中央市民センターでの開催によるほか、同事業「ワラッシ！～出張版～」として2会場において、それぞれ別日程で開催するものです。

それでは、新たに追加した「ワラッシ！～出張版～」の講座の内容等について御説明させていただきます。

お手元の配付資料をごらんください。

この事業は、市内の小学4年生から6年生までの児童を対象に、さまざまな職業の魅力と実際の現場を知るための職業体験を通して、働くことの楽しさや大切さを知ってもらうとともに、働くことで得た対価の消費を体験して、経済活動の仕組みを学ぶ機会と交流の場を提供するものであり、キャリア教育の推進に寄与することを目的に実施するものであります。

内容といたしましては、アナウンサーや建築士、クッキー屋及び農家など 10 種の仕事のブースを会場内に用意し、参加児童には、その中で興味のある仕事のブースにおいて、仕事の内容や、やりがい、苦勞すること、どのようにしてその職業につけるかなどを、現に職業としている講師から学びながら、仕事の模擬体験をしてもらうこととしております。

また、体験後は、擬似通貨による給料をもらえることとしており、その得た収入で、同じ会場に設置する模擬店で買い物をしたり、小物づくりのワークショップなどを体験することができるものであり、経済活動もあわせて学習できる体験講座としております。

開催日時等についてはありますが、2会場のうち荒川市民センターでの開催につきましては、本年 12 月 10 日午前 9 時から午後 3 時半までとしており、定員は 200 名、参加費は無料です。各小学校を通じて、対象児童へのチラシの配布により募集し、先日 11 月 10 日に締め切ったところ、244 名の申し込みがありました。

今後のスケジュールであります。申込者に対し、応募結果を 11 月 27 日から通知することとしております。

また、もう一つの会場である浪岡中央公民館での開催につきましては、来年 2 月 18 日の開催を予定しており、詳細は今後決定することとしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

○大嶋委員

キャリア教育という意味では、大変素晴らしいことだと思っております。

最初は小学生からということですがけれども、今後は、中学生についても検討されているのでしょうか。

○社会教育課長

現在のところ、小学生が対象ということで進めております。

中学生につきましては、今後、ニーズなどを把握しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○大嶋委員

ぜひよろしく願います。

○成田教育長

そのほか、委員の皆さんからありますでしょうか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告 5 「専決処分の報告について」事務局から説明をお願いします。

○文化スポーツ振興課主幹

専決処分の報告について御説明いたします。

配付資料をごらんください。

公用車の物損事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告であります。

去る 8 月 22 日に、青森市役所中庭駐車場において、市役所本庁舎での用務のため公用車を駐車しようとしたところ、公用車の後部左側角が駐車中の相手方車両の前方右側角に接触した事故であり、10 月 16 日開催の本教育委員会定例会において、御報告申し上げたところであります。

当該事故につきましては、損害賠償といたしまして、車両修理費及び代車費用 6 万 9379 円を市が負担することで、11 月 13 日に相手方との和解が成立したため、地方自治法第 180

条第1項の規定に基づき、同日、専決処分したものであります。

当該専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、平成29年第4回青森市議会定例会へ提出させていただくものであります。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告6「青森市スポーツ広場多目的グラウンド人工芝整備工事の変更契約の締結に係る専決処分について」事務局から説明をお願いします。

○文化スポーツ振興課主幹

工事の変更契約の締結に係る専決処分について御報告いたします。

配付資料をごらんください。

青森市スポーツ広場多目的グラウンド人工芝整備工事につきましては、工事施工上、変更を余儀なくされる部分が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る11月7日、専決処分により、変更契約を締結したところであります。

変更契約の内容ですが、4の主な変更契約理由にありますとおり、一つには、照明塔基礎くいにおけるH形鋼打ち込みの際、地質が硬質なため打ち込み困難となった箇所について、補助工法としてウォータージェット併用での施工としたものです。

二つには、詳細な測量調査等の結果、人工芝の下部に施工する暗渠排水の流末となる排水管が、当初の想定よりグラウンドの外側に埋設されていたことから、暗渠排水の施工延長を増工したものです。

今回の変更により増額となります金額は、5の契約金額にありますとおり、565万6372円となり、当初御議決いただきました契約金額2億4621万428円のおよそ2.3%となります。

これは、市長において専決処分を行う事項として、議会からあらかじめ指定されております「変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの」でありましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、6に記載しておりますとおり、平成29年11月7日に専決処分により、変更契約を締結しております。

当該専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、平成29年第4回青森市議会定例会へ提出させていただくものであります。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告7「訴訟の判決について」事務局から説明をお願いします。

○学務課長

このたび、係争中でありました市に対する訴訟について、判決がありましたので御報告いたします。

この訴訟は、青森市内中学校で勤務していた臨時事務職員が、平成27年4月から上司となった職員からパワーハラスメントを受け、精神疾患を発症し、休職を余儀なくされたとして、市に対し損害賠償を求める訴訟を起こしていたものであります。

これまでの経緯につきましては、平成28年3月31日付で相手方弁護士から裁判所に訴

状が提出され、平成 29 年 9 月 8 日には、証人尋問を実施しました。

その後、今月 11 月 1 日に、今回の判決が裁判所から示されたところであります。

訴えの内容としては、原告の職員は、平成 27 年 4 月から上司となった職員から、パワーハラスメントなどの嫌がらせを受けた結果、不安障害等の診断を受け、休職を余儀なくされるとともに、平成 27 年 9 月末で雇用終了となったとしているものであります。

今回の裁判所の判決理由としては、原告の上司の職員によるパワーハラスメントなどの原告に対する嫌がらせ行為など、職務上の法的義務に違反する行為をしたと認めることはできず、損害賠償請求は理由がないこと、また、市がパワーハラスメントなどを行う環境を放置したと認めることもできないことから、原告の請求はいずれも理由がないため、判決内容として、原告の請求を棄却するという結果となったものであります。

以上です。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告 8「いじめ防止等対策について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

いじめ防止等対策について、10 月 16 日開催の第 10 回定例会後の動きを合わせながら御報告いたします。

配付資料をごらんください。

初めに、青森市いじめ防止対策審議会の委員選任に係る進捗状況について御説明いたします。

まず、精神科医及びいじめ問題に関する専門家については、先ほど議案第 46 号で御承認いただきましたとおり、合わせて 2 名を委員として委嘱したところであります。

次に、学校教育の専門家については、代理人弁護士を通して御遺族に確認し、了承が得られた職能団体等に対し、11 月 8 日付で推薦を依頼したところです。

次に、月例報告に基づくいじめの認知件数とその対応状況について御報告いたします。

平成 29 年 10 月の認知件数は、小学校 73 件、中学校 40 件、小・中学校合わせて 113 件となっております。

次に、「フレンドリーダイヤル 743—3600」を初め、教育委員会に寄せられた 10 月分の相談件数については合計 21 件となっており、そのうち、いじめに関するものは 1 件となっております。

教育委員会では、相談があった場合には、相談者の意向に沿って学校や関係機関に速やかに情報提供し、取り組みの経過についても報告を受けることとしております。

次に、いじめ防止等に係る学校訪問の実施について御説明いたします。

去る 11 月 6 日と 7 日の 2 日間、小学校 6 校、中学校 1 校の計 7 校を対象に、教育委員会が策定した「青森市立小・中学校いじめの認知に係る標準指針」の改善の参考にするため、学校訪問を実施しました。

実施内容といたしましては、学校が標準指針に基づく各段階での具体的な取り組みについて説明した後、指導主事が学校の特徴的な取り組みについて確認するなど、より実効的な取り組みへの改善点等について助言を行うなどしました。

今後におきましても、複数の小・中学校を対象に学校訪問を行うこととしております。

学校では、学習発表会や文化祭が終了し、2 学期の教育活動のまとめが行われているところですが、引き続き、学校が一人一人の児童生徒のささいな変化に気づく感度を高める

とともに、冬休みに向け、保護者や地域と連携した見守りの強化の体制を再構築するよう、教育委員会としても支援を継続していきます。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

○石澤委員

フレンドリーダイヤルのいじめに関する相談件数1件は、10月分のいじめの認知件数には含まれているのでしょうか。

○指導課長

相談内容としては友人とのトラブルということで含まれております。

○成田教育長

そのほか、委員の皆さんからありますでしょうか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に移ります。

次に、報告9「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の速報値について御報告いたします。

本調査は、文部科学省が生徒指導施策の推進の参考とするため、毎年度、全国の小・中学校等を対象に、児童生徒の暴力行為・いじめ・不登校等について調査し、公表しているものであります。

先般、10月26日に文部科学省より調査結果の速報値が公表されたことを受け、平成28年度青森市の公立小・中学校の概要について御報告いたします。

配付資料をごらんください。

暴力行為につきましては、対人、器物損壊を合わせた暴力行為の発生件数は、小・中学校全体で61件となっており、平成27年度より8件減少しております。

内訳といたしましては、対人暴力行為のうち、生徒間暴力が40件となっており、全体の65%を占めております。

このうち、中学校におきましては、特定の学校から多くの報告を受けております。

また、本市の千人当たりの暴力行為の発生件数は、全国・県と比較すると、小・中学校ともに少ない結果でした。

次に、いじめにつきましては、平成28年度の認知件数は、小・中学校合わせて1652件となっております。この結果につきましては、各校が「青森市立小・中学校いじめの認知に係る標準指針」に基づき、組織的・積極的な認知に努めているものであると考えております。

また、千人当たりの認知件数に関しましても、全国と比較すると、かなり多くなっております。

次に、不登校につきましては、小・中学校合わせて314人となっており、平成27年度より49人の増加となっております。また、不登校児童生徒のうち、平成28年度中に登校できるようになった児童生徒数の割合は、小・中学校合わせて38.5%で、平成27年度より1.5ポイント下回っております。

なお、在籍児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合で比較すると、小学校において

は、全国・県ともに下回っておりますが、中学校においては、全国・県ともに上回っております。

今回の結果を踏まえ、教育委員会では、いじめを含む問題行動及び不登校などの生徒指導上の諸課題に関するこれまでの取り組みを見直し、新たな取り組みを検討してまいります。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

○池田委員

今の説明の中のいじめのところ、この3年間の認知件数が並んでいますが、平成28年度に非常に多い件数になっているというのは、積極的ないじめの認知をしようということで、いじめが深刻化する前の段階から早目に把握し、対応しようということのあらわれかと思えます。

今後とも、ぜひ続けてもらいたいと思います。

○成田教育長

そのほか、委員の皆さんからありますでしょうか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは次に、報告10「青森市海外交流事業について」事務局から説明をお願いします。

○教育課長

教育委員会が実施する青森市海外交流事業のうち、平成29年度青森市中学校生徒海外派遣・受入事業について御報告申し上げます。

資料1をごらんください。

本事業は、本市とアメリカ合衆国メイン州の中学校生徒が交流学习やホームステイの経験を通じて語学力の向上を図り、互いの文化、歴史、産業等への理解を深めるとともに、親善交流を行うことで国際社会を担う広い視野を持ち、調和のとれた人材の育成を目指すことを目的に実施するものであります。

この事業は、アメリカの中学生の受け入れと、本市中学生のアメリカへの派遣を行うことにより交流するものです。研修生は、本年5月に市内の中学1年生及び2年生を対象に公募し、10名を決定いたしました。その10名が7月28日から8月5日まで行われた受入事業に参加し、ホストファミリーを務めたところであります。

今回は派遣事業として、同研修生10名と引率者3名の計13名を、来年の1月4日から12日までの8泊9日の日程で派遣するものであります。

資料2をごらんください。

事業の主な内容としては、現地の家庭でのホームステイを中心とし、メイン州中学生との交流会のほか、日本文化紹介や授業への参加等の活動を予定しております。

なお、本事業の成果につきましては、生徒の感想などをまとめた報告書を作成し、市内の全小・中学校に配付することとしております。

以上です。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) その他

○成田教育長

その他、本日の案件以外に教育委員の皆様から何かありましたら、御発言ください。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、事務局から何かありますか。

～ なし ～

(4) 議事 (非公開の会議)

○成田教育長

なければ、先ほど非公開の会議とした、議案第 29 号から議案第 45 号まで計 17 件の審議に入りたいと思います。

青森市教育委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、傍聴人及び記者の皆様は退室してください。

～ 傍聴人及び記者退室 ～

(議案第 29 号「平成 29 年度一般会計補正予算について」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 30 号「公の施設の指定管理者の指定について (青森市文化会館等)」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 31 号「公の施設の指定管理者の指定について (青森市民体育館等)」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 32 号「公の施設の指定管理者の指定について (青森市東部市民センター)」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 33 号「公の施設の指定管理者の指定について (青森市大野市民センター)」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 34 号「公の施設の指定管理者の指定について (青森市横内市民センター)」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 35 号「公の施設の指定管理者の指定について (青森市戸山市民センター)」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 36 号「公の施設の指定管理者の指定について (北部地区農村環境改善センター)」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 37 号「公の施設の指定管理者の指定について (青森市荒川市民センター)」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 38 号「公の施設の指定管理者の指定について (青森市油川市民センター)」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 39 号「公の施設の指定管理者の指定について (青森市中世の館)」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 40 号「公の施設の指定管理者の指定について (青森市浪岡北中野公民館)」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 41 号「公の施設の指定管理者の指定について (青森市浪岡本郷公民館)」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 42 号「公の施設の指定管理者の指定について (青森市浪岡野沢公民館)」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 43 号「公の施設の指定管理者の指定について (青森市浪岡女鹿沢公民館)」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 44 号「公の施設の指定管理者の指定について (青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園)」)
—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 45 号「公の施設の指定管理者の指定について (青森市浪岡体育館等)」)
—— 原案のとおり決定 ——

○成田教育長

これにて本日予定していた議案の審議等は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成 29 年第 11 回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成 29 年 11 月 15 日開催の平成 29 年第 11 回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成 29 年 12 月 25 日

書記 横内 智 徳

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 29 年 12 月 25 日

署名委員 斎 藤 誠 子

署名委員 池 田 享 誉